

社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

(目的)

全職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすく、かつ活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2 計画内容

<目標1> 男女ともに働きやすい職場環境の整備

(次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく)

(対策)

- (1) 子育て等と仕事の両立ができるよう制度を充実させます。
性別に関わらず家庭生活に参加しやすくするため、職員に対し従来の制度に関する調査を実施し、改善策について検討します。
- (2) 制度の周知を行うことで利用促進を図ります。
社協内グループウェアをとおして、職員に対して制度の周知と利用促進・職場内の協力体制の醸成を図ります。また、育児休業中の職員等に対し、制度等の情報を積極的に提供します。
- (3) 育児休業等に関するハラスメント対策を徹底します。
妊娠・出産・育児介護に関する制度や措置を利用する職員の就業環境を害する言動をはじめとしたセクシュアル・ハラスメントや、パワー・ハラスメント等の禁止を徹底するとともに、被害にあった際の相談窓口を明確にします。

(実施計画)

- ・令和7年3月
全職員に対して制度に関する調査を実施します。
- ・令和7年4月～
調査に基づいて改善策の検討に取り組みます。
- ・令和8年～
上記の取組を毎年度行うことで、現行の制度について定期的に見直すことができるような体制の構築を目指します。
※各制度については、改正が行われた都度、全職員に対して周知します。

<目標2> 妊娠中や出産後における支援（次世代育成支援対策推進法に基づく）

（対策）

（1）妊娠中や出産後の職員への休暇取得を促進します。

妊娠中の特別休暇や出産後の育児休業等の取得について積極的な取得を呼びかけます。

（2）希望者には保健師による健康相談を実施します。

妊娠中や出産後の職員が健康面で不安にならないよう、いつでも相談できる体制を整えます。

（3）男性職員の休暇取得を促進します。

所属長が職場内の協力体制を整え、男性職員の出産補助休暇や育児休業などの取得を促進します。

（実施計画）

・令和6年～

妊娠中や出産後の職員、男性職員への休暇取得について積極的な取得を呼びかけます。

<目標3> 年次有給休暇等の取得促進（全職員の取得率65%以上）

（次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく）

（対策）

（1）年次有給休暇や夏季休暇等の取得を促進します。

年次有給休暇の取得率65%以上を目指すため、勤務予定表への年休予定の記入、祝日や夏季休暇などを組み合わせた連続休暇などを呼びかけ、計画的な取得促進を図ります。

また、年間最低5日の有給休暇の取得を確保できるよう、定期的に有給休暇の取得状況を確認するとともに、所属長への呼び掛け等により取得促進への啓発を行います。

（実施計画）

・毎月

来月分の勤務予定表作成時に年休の取得予定日を記入してもらいます。

・毎年7月

夏季休暇取得可能時期に合わせて職員の休暇取得状況を把握し、所属長から取得の呼びかけを行います。

・毎年12月

休暇取得状況の把握を行い、取得状況により所属長から休暇取得について呼びかけを行います。

<目標4> 時間外勤務の縮減（女性活躍推進法に基づく）

（対策）

（1）時間外勤務の縮減について啓発します。

時間外勤務の制限や免除に努めるとともに、所属長に対する啓発・理解を図り、職員相互の協力体制が可能となるよう努めます。

（2）ノー残業デーの周知・徹底を行います。

朝礼や職場内メールを活用し、毎週水曜日に行うノー残業デーの周知と実施の徹底に努めます。

（3）ICTによる業務の効率化を図ります。

各種手続きの電子化を検討し、データ入力作業等の事務負担の軽減を図ります。

（実施計画）

・令和6年～

各種手続きの電子化を検討し、可能なものから順次導入します。

・毎月

時間外勤務報告を行い、縮減に向けて声かけを行います。

女性の活躍に関する情報公表（対象期間：2023年4月1日～2024年3月31日）

<有給取得率>

| | |
|----------|-------|
| ・職員 | 65.2% |
| ・事業職員 | 86.2% |
| ・常勤嘱託職員 | 77.2% |
| ・非常勤嘱託職員 | 71.4% |

<係長級にある者の男女比>

女性 69%
男性 31%

※係長級は、本会における係長、主査の職員とする。